

## 市税についてのお問い合わせ先

担当課	お問い合わせの内容	担当班	
税制課	○税の制度等に関する事	税制担当班	537-7304
	○固定資産評価審査委員会に関する事		
	○軽自動車税（種別割）に関する事	諸税担当班	537-7314
	○市たばこ税に関する事		
	○鉱産税に関する事		
	○入湯税に関する事		
	○事業所税に関する事		
○税に係る各種証明に関する事	証明担当班	537-5673	
市民税課	○個人市民税・県民税（普通徴収・公的年金等からの特別徴収）に関する事	個人市民税第1担当班	537-5729
		個人市民税第2担当班	537-5730
	○個人市民税・県民税（給与からの特別徴収）に関する事	個人市民税特別徴収担当班	537-5731
	○法人市民税に関する事	法人市民税担当班	537-5609
資産税課	○固定資産税、都市計画税に関する事	土地担当班	537-7286
		家屋担当班	537-7291
		償却資産担当班	537-7293
		東部資産税事務所	527-2132
		西部資産税事務所	541-1406
	○特別土地保有税に関する事	管理担当班	537-5610
納税課	○納税相談に関する事	收税第1担当班	537-5691
	○市税の督促に関する事	收税第2担当班	537-5692
	○市税の滞納処分に関する事	滞納整理担当班	537-5732
	○市税の口座振替に関する事	管理担当班	537-5611
	○市税の還付に関する事		
国保年金課	○国民健康保険の加入と資格の喪失に関する事	賦課・資格担当班	537-5736
	○国民健康保険税の課税に関する事	収納第1・第2担当班	537-5738
	○国民健康保険税の納税に関する事		
	○国民健康保険の給付に関する事	給付担当班	537-5735
	○国民健康保険税の口座振替に関する事	管理担当班	537-5616
	○国民健康保険税の還付に関する事		

# 国税について

第1章 市税とくらし

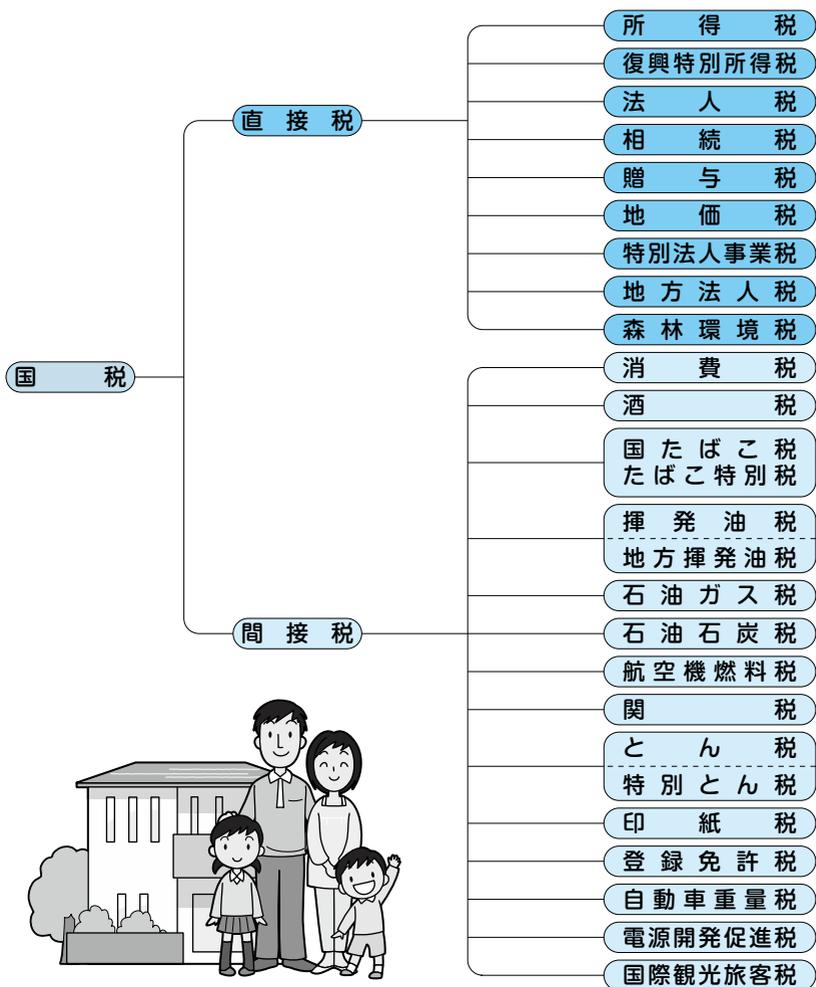
第2章 市税のあらまし

第3章 納税のご案内

第4章 証明・閲覧

第5章 税に関するお問い合わせ先

第6章 市役所のご案内



**直接税** は、所得税や法人税などのように税金を負担する人と税金を納める人が同じである税金をいいます。

**間接税** は、税金を負担する人と税金を納める人がちがう税金をいいます。たとえば、酒税のように、酒の製造者が酒税を納めるものの、その納めた税金は、酒店で売っている酒、ビールなどの価格のなかに含まれており、最終的に消費者が負担するしくみになっている税金です。

1月から12月までの1年間の個人の所得に対してかかる税金です。

所得税と併せて、基準所得税額に対してかかる税金です。

法人の各事業年度の所得、清算所得などに対してかかる税金です。

亡くなった人の財産を相続や遺贈によって妻や子供などがもらったとき、そのもらった人にかかる税金です。

贈与によって財産をもらったとき、そのもらった人にかかる税金です。

個人または法人が保有する土地等を対象として年々課税される税金です。

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、法人の事業税額にかかる税金です。

従来の法人住民税の一部を国税として徴収し、地方交付税として再配分する税金です。

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するためにかかる税金です。

物品の販売やサービスの提供等に対してかかる税金です。

アルコール分1度以上の飲料である酒類にかかる税金です。

紙巻たばこやパイプたばこなど各種のたばこにかかる税金です。

主として自動車の燃料に用いられるガソリンにかかる税金です。

揮発油税とあわせて課税され、道路整備に当てられる財源として地方団体に譲渡される税金です。

自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスにかかる税金です。

原油、石油製品、天然ガス、石炭にかかる税金です。

航空機燃料にかかる税金です。

輸入貨物にかかる税金です。

外国貿易のため、開港に入港した船舶にかかる税金です。

各種の契約書、領収書、通帳などのような経済取引に際して作成される文書にかかる税金です。

土地、建物などの所有権の保存や移転などの登記、あるいは各種の法律上の権利などの登録、免許などを受ける際にかかる税金です。

車検を受ける自動車と車両番号の指定を受ける軽自動車にかかる税金です。

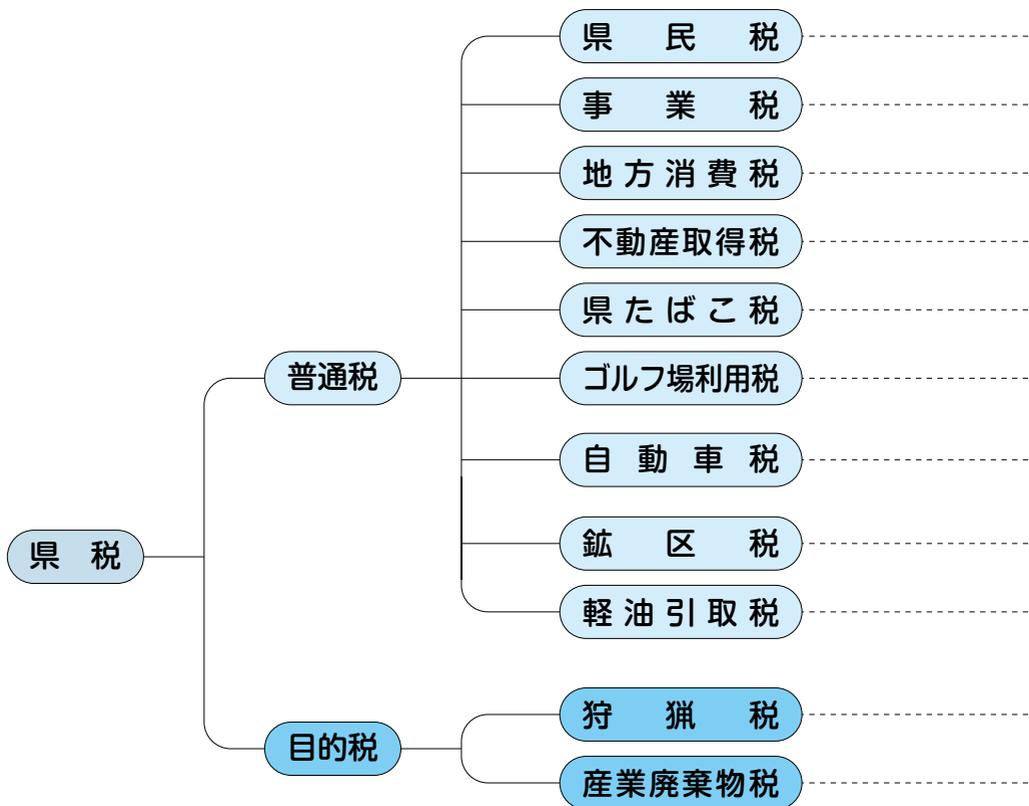
発電施設等の設備を促進する費用にあてるため、電力会社の販売電気にかかる税金です。

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保するためにかかる税金です。

※地価税については、臨時的措置として当分の間、課税されないこととなっています。

※国税についてお知りになりたいことがありましたら、もよりの税務署にお問い合わせください。……（問い合わせ先は89ページをごらんください）

# 県税について



**普通税** は、納められた税金の使いみちが特定されず、どのような仕事の費用にもあてることができる税金のことです。

**目的税** は、たとえば狩猟税として納められた税金は、鳥獣の保護等の費用にあてなければならないというように、その税金の使いみちが特定されている税金をいいます。

※県税についてお知りになりたいことがありましたら、もよりの県税事務所にお問い合わせください。

市民税と同様に個人や法人にかかる税金です。

事業を営む個人や法人にかかる税金で、個人の営む事業にかかる個人事業税と法人の営む事業にかかる法人事業税とがあります。

国の税金である消費税と同様に、国内での物品の販売やサービスの提供等に対してかかる税金です。

不動産を取得した個人や法人にかかる税金です。

紙巻きたばこやパイプたばこなど各種のたばこにかかる税金です。

ゴルフ場を利用した人にかかる税金です。

自動車税種別割は原則として4月1日現在の自動車の所有者にかかる税金です。対象となるのは、乗用車、トラックなどで、特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車は除かれます。自動車税環境性能割は、自動車（特殊自動車、二輪車を除く）の取得に対してかかる税金です。

鉱区の設定、許可を受けた人にかかる税金です。

特約業者または元売業者から軽油を引き取った人にかかる税金です。

狩猟者の登録を受ける人にかかる税金で、鳥獣の保護等の費用にあてられます。

産業廃棄物を焼却施設及び最終処分場へ搬入する事業者及び中間業者にかかる税金で、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等の費用にあてられます。

※自動車取得税は、令和元年9月30日をもって廃止され、10月1日から自動車（特殊自動車、二輪車を除く。）を取得した場合に自動車税環境性能割が導入されました。

## 国税・県税についてのお問い合わせ先

官公署名	郵便番号	所在地	電話番号
大分税務署	870-8616	大分市中島西一丁目1番32号	532-4171
大分地方法務局	870-8513	大分市荷揚町7番5号	532-3161
大分県税事務所	870-0021	大分市府内町三丁目10番1号	506-5771
自動車税管理室	870-0907	大分市大津町三丁目4番13号	552-1121